

中津川市若者新婚世帯生活支援事業補助金交付要綱

(平成28年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年層の市内定着を促進し、及び安心して子どもを産み育てられる地域社会を形成するため、婚姻により新生活を始める世帯に対し、中津川市若者新婚世帯生活支援事業『通称「新婚さんいらっしやい事業」という。』補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、中津川市補助金交付規則(昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を申請する日前1年以内に婚姻の届出をした夫婦(以下「新婚夫婦」という。)であって、そのいずれかが世帯主である世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 建物の所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 市営住宅その他の公的賃貸住宅
 - イ 新婚夫婦の2親等以内の親族が所有し、管理し、又は居住する住宅
 - ウ その他市長が不相当と認める住宅
- (3) 入居 新婚夫婦のいずれもが同一の民間賃貸住宅に現に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (4) 定住 中津川市の住民基本台帳に登録され、中津川市に永く住むために生活の本拠を有することをいう。
- (5) 実質家賃負担月額 賃貸借契約に定められた賃借料(共益費、駐車場使用料その他直接住宅の賃借料と認められないものを除く。)から住宅手当等(雇用主等が被雇用者のために負担し、又は支給する住宅に関する全ての費用をいう。)を除いたものの月額をいう。
- (6) 市税 中津川市において課税される市民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。
- (7) 引越し費用 引越し業者又は運送業者へ支払う費用その他の引越しに係る実費をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、新婚世帯のうち次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 平成28年4月1日以後に婚姻し、婚姻日現在において夫婦の合計年齢が80歳以下であること。
- (2) 中津川市内の民間賃貸住宅に同一世帯として入居しており、中津川市に定住する意思を持っていること。
- (3) 実質家賃負担月額が、4万円を超えていること。
- (4) 世帯全員が、市税を滞納していないこと。ただし、第6条の申請をする日の属する年の1月2日以後に中津川市へ転入した者にあつては、転入前の住所地において課税される市町村税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員と認められる者のいる世帯でないこと。

2 前項の補助金の交付を受けることができる世帯であり、かつ、所得証明書を基に算出した世帯の合計所得又は次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に掲げる計算方法により算出された額が340万円未満の世帯は、次条第2項に掲げる引越し費用の補助金の交付を受けることができる。

ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合 離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出した額

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書を基に算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額

（補助金の額）

第4条 補助金の月額は、実質家賃負担月額から4万円を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1万円を上限とする。

2 前条第2項に該当する世帯については、3万円を上限として引越し費用についての補助金を交付することができる。ただし、上限額に満たないときで1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を交付する。

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、第7条第1項の規定による補助金の交付を決定した日の属する月から12か月を限度とし、平成33年3月31日までとする。ただし、第10条の受給資格を喪失したときは、受給資格を喪失した月の前月までとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新婚さんいらっしゃい事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、新婚世帯のうち賃貸借契約の締結者とする。

（1） 世帯全員の住民票

（2） 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明（戸籍抄本）

（3） 住宅賃貸借契約書の写し

（4） 家賃内訳証明書（様式第2号）（賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合）

（5） 住宅手当等支給証明書（様式第3号）

（6） 世帯全員の市税完納証明書その他完納をしていることがわかる証明書

（7） 世帯全員の所得証明書

（8） 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（第4条第2項の引越し費用の補助金の交付を受けようとする場合）

（9） その他市長が必要と認める書類

（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、新婚さんいらっしゃい事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、新婚さんいらっしゃい事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助の継続）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)が市内の他の民間賃貸住宅に転居し、引き続き第3条(第1号を除く。)の要件を満たすときは、継続して補助金の交付を受けることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により継続して補助金の交付を受けようとするときは、新婚さんいらっしゃい事業補助金住宅異動届出書(様式第6号)に第6条各号に掲げる書類(第2号及び第7号に掲げる書類を除く。)を添えて、市長に速やかに届け出なければならない。

(異動内容の報告等)

第9条 交付決定者は、第6条の新婚さんいらっしゃい事業補助金交付申請書又は添付書類の記載内容に変更が生じたときは、新婚さんいらっしゃい事業補助金申請内容変更届出書(様式第7号)に当該変更を証する書類を添えて、市長に速やかに届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出について承認をするときは、新婚さんいらっしゃい事業補助金申請内容変更承認書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第10条 交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、第1号から第4号までについては当該事由の発生した日の翌日の属する月から、第5号については当該事由の対象となった月から、補助金の受給資格を喪失するものとする。

(1) 新婚夫婦が離婚したとき。

(2) 新婚夫婦のいずれかが転居し、又は死亡したとき。

(3) 新婚夫婦が市外へ転居したとき。

(4) 新婚夫婦が市内の民間賃貸住宅以外の住宅へ転居したとき。

(5) 実質家賃負担月額が4万円以下となったとき。

2 交付決定者は、前項各号に定める事由に該当したときは、新婚さんいらっしゃい事業補助金受給資格喪失届出書(様式第9号)により市長に速やかに届け出なければならない。

(補助金の交付請求)

第11条 交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、新婚さんいらっしゃい事業補助金交付請求書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 家賃を支払ったことが証明できる書類(家賃領収書の写し、賃貸住宅の貸主が家賃の支払を証明する書類等)

(2) 第4条第2項の引越し費用の補助金の交付を請求する者にあつては、引越しに係る領収書

2 前項の請求は、交付決定日の属する年度分の月額補助金と第4条第2項の引越し費用の補助金については、当該年度の3月1日から同月末までの間に行うものとし、その後補助対象期間が終了するまでの分については、補助対象期間の最後の月の初日から同月末までの間に行うものとする。ただし、第4条第2項の引越し費用の補助金の請求は、第7条第1項の交付決定の通知後、直ちに申請することができる。

3 前項の規定にかかわらず、前条の規定により受給資格を喪失した場合にあつては、受給資格を喪失した日の属する月の末日までに申請するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、新婚さんいらっしやい事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、交付決定者はその指示に従わなければならない。

（規則に定める様式との整合性）

第14条 規則に定める様式のうち、この要綱に定める様式をもって代えることのできる様式については、この要綱に定める様式に代えるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

中津川市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

新婚さんいらっしゃい事業補助金交付申請書

新婚さんいらっしゃい事業補助金について、中津川市若者新婚世帯生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 円
(家賃分：月額 円× か月)
(引越し費用分： 円)

2. 交付申請期間 年 月分から 年 月分まで

続柄	氏名	生年月日・年齢	勤務先・連絡先	
申請者 (注1)		昭・平 ・ (歳)	TEL	
配偶者		昭・平 ・ (歳)	TEL	
世帯員 (氏名・年齢)	(歳)	(歳)	(歳)	
婚姻届出日	年 月 日		住宅扶助、公的 制度による家 賃補助等	1 無
賃貸住宅の名称				2 有
賃貸住宅の所在地	中津川市		家賃の滞納	1 無
入居日	年 月 日			2 有
実質家賃負担月額	月額	円 (注2)	新婚夫婦と賃 貸住宅の所有 者との関係	1 親族でない
家賃支払日	毎月	日 (前払い・後払い)		2 親族である (続柄)

引越し費用にかかる補助の受給資格認定の申請をするとき

世帯全員の 所得合計	円 (注3)	※市役所使用欄 引越し費用の補助の該当 有 無
---------------	--------	-------------------------------

(裏面参照のこと。)

(注1) 申請者は、新婚夫婦のうち賃貸借契約の契約者であること。

(注2) 賃貸借契約に定められた賃借料（共益費、駐車場使用料その他直接住宅の賃借料と認められないものを除く。）から住宅手当等（雇用主等が被雇用者のために負担又は支給する住宅に関する全ての費用をいう。）を除いたものの月額を記載すること。

(注3) 引越し費用を請求する場合は記入すること。

(添付書類)

1. 世帯全員の住民票
2. 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
3. 住宅賃貸借契約書の写し
4. 家賃内訳証明書（様式第2号）（賃貸借契約で家賃の内訳が不明確な場合）
5. 住宅手当等支給証明書（様式第3号）
6. 世帯全員の市税完納証明書その他完納をしていることがわかる証明書
7. 世帯全員の所得証明書
8. 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（第4条第2項の引越し費用の補助金の交付を受けようとする場合）
9. その他市長が必要と認める書類

中津川市長 様

貸主住所
氏名
電話番号

印

家賃内訳証明書

下記の者の家賃等の内訳について次のとおり証明します。

記

1 借主 建物名称 号室
住所
氏名

2 家賃の内訳

内 訳	金 額
住宅部分の家賃額	円
共益費・管理費	円
駐車場使用料	円
その他()	円
支払合計額	円

- (注) 1. 該当がない欄であっても、必ず金額欄に0円と記入してください。
2. 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

住 宅 手 当 等 支 給 証 明 書

年 月 日

中津川市長 様

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

⑩

担当部課名

担当者名

電話番号

下記の者の住宅手当等支給状況を次のとおり証明します。

記

住 所	中津川市
氏 名	
住居手当等 支給状況	1 支給している (住宅手当等月額 円) 2 支給していない

【事業主の方へ】

この証明は、中津川市若者新婚世帯生活支援事業補助金交付申請の際に必要なものですので、住宅手当等の支給に関して証明してください。

1. 給与等の支払者は、法人の場合は登録印、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
2. 住宅手当等支給状況については、1、2のいずれかを○印で囲み、1の場合は住宅手当等月額を記入してください。
3. 住宅手当等とは、住宅に関して事業主が従業員に支給する全ての手当等の額です。